

第 1 6 7 8 回島根県教育委員会会議 議題書

令和 8 年 7 月 22 日 (水)
日 時 13 時 30 分～

第 1 6 7 8 回教育委員会会議議題

期日 令和 8 年 7 月 22 日 (水)

議 題	
一 公 開 一	
(議決事項)	
第 5 号 島根県立特別支援学校規程の一部改正について (特別支援教育課)	———— 3
(報告事項)	
第19号 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進 事業の採択結果について (総務課)	———— 10
第20号 令和 9 年度島根県市町村立小・中学校等校長人材希望制度 申請結果について (学校企画課)	———— 12
第21号 島根県社会教育委員の改選について (社会教育課)	———— 14
第22号 島根県立図書館協議会委員の改選について (社会教育課)	———— 16
第23号 石見銀山発見 5 0 0 年島根県記念事業について (文化財課)	———— 18

島根県立特別支援学校規程の一部改正について

1 改正理由

- ・ 高等部生徒（入学志願者を含む。）が成年者である場合、保護者の連署なく入学手続きを行ってよい場合もあることから、校長が特別な事情があると認める場合を除き、保護者の連署の必要なく高等部入学時等の手続きが行えるよう、所要の改正を行う必要がある。
- ・ 卒業証書授与台帳及び修了証書授与台帳の電子化による割印の必要性がなくなったこと、また、教職員の事務負担の軽減を図る観点から、割印の規定を廃止する必要がある。

2 改正する規則

島根県立特別支援学校規程（昭和 46 年教育委員会規則第 8 号）

3 改正内容

- (1) 成年者の生徒が提出する入学願書及び誓約書に係る保護者の連署を要しないこととした。（第 30 条の 2）
- (2) 卒業証書及び修了証書における割印の廃止（様式第 17 号・第 18 号）
- (3) その他規定の整理

4 施行日

公布の日

島根県立特別支援学校規程新旧対照表

改 正 後	改 正 前
島根県立特別支援学校規程 〔昭和46年4月1日〕 〔島根県教育委員会規則第8号〕 目次 〔略〕 第1条～第10条 〔略〕 （教科用図書その他の教材の使用） 第11条 〔略〕 2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。ただし、その選定に<u>当たっては</u>、保護者（島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）第1条の2に規定する保護者をいう。以下同じ。）の経済的負担が過重にならないように考慮しなければならない。 第12条～第30条 〔略〕	目次 〔略〕 第1条～第9条 〔略〕 （単位の認定） 第10条 高等部及び専攻科（以下「高等部等」という。）の学習の評価及び単位の認定基準に関しては、学習指導要領に示す学習効果判定の趣旨により、学習時数を考慮して校長が定める。 2～7 〔略〕 （教科用図書その他の教材の使用） 第11条 〔略〕 2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。ただし、その選定に<u>あたっては</u>、保護者（島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）第1条の2に規定する保護者をいう。以下同じ。）の経済的負担が過重にならないように考慮しなければならない。 第12条～第19条 〔略〕 （入学志願） 第20条 特別支援学校に入学を希望する者は、保護者と連署した入学願書を校長に提出しなければならない。ただし、認定特別支援学校就学者（学校教育法施行令第5条第1項に規定する認定特別支援学校就学者をいう。第22条及び第28条において同じ。）については、この限りでない。 2 〔略〕 第21条～第23条 〔略〕

(生徒等が成年者の場合の特例) 第30条の2 <u>高等部等に入学を希望する者若しくは入学を許可された者若しくは他の学校から転入学を希望する者若しくは他の学校から転入学を許可された者又は生徒が成年者である場合、提出する第20条、第24条（第28条第3項において準用する場合を含む。）及び第26条から前条までに規定する様式については、これらの規定にかかわらず、保護者が連署することを要しない。ただし、校長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</u> 第31条～第44条 〔略〕	(誓約書) 第24条 高等部等に入学を許可された者は、入学許可の日から5日以内に、保護者及び保証人（保証人を置く場合に限る。）と連署した誓約書（様式第11号）を校長に提出しなければならない。 2 〔略〕 第25条～第27条 〔略〕 (転入学) 第28条 他の学校から転入学を希望する者（認定特別支援学校就学者を除く。）は、保護者と連署した転入学願（様式第14号）を校長に提出しなければならない。 2 前項の場合において、校長は、相当学年に収容可能な場合は、転入学の事由を調査し、選考の上、転入学を許可することができる。 3 前項の場合においては、第24条及び第25条の規定を準用する。 第29条・第30条 〔略〕 (生徒が成年者の場合の特例) 第30条の2 <u>生徒が成年者であって、校長が特別な事情があると認めたものが、提出する第26条から前条までに規定する様式については、第26条から前条までの規定にかかわらず、保護者が連署することを要しない。</u> (卒業等) 第31条 〔略〕 2 校長は、前項の卒業又は修了を認定した場合には、小学部、中学部又は高等部にあつては卒業証書（様式第17号）を、専攻科にあつては修了証書（様式第18号）を、それぞれ授与しなければならない。 3 〔略〕 第32条～第44条 〔略〕
---	---

附 則 〔略〕

様式第 1 号～様式第16号 〔略〕

様式第17号 〔別紙〕

様式第18号 〔別紙〕

様式第19号 〔略〕

附 則 〔略〕

様式第 1 号～様式第16号 〔略〕

様式第17号 〔別紙〕

様式第18号 〔別紙〕

様式第19号 〔略〕

改正前

様式第17号

第 号	島根県立 学校長 氏 名 印	年 月 日	右は本校所定の 部（部 科）の課程を 修めその業をおえたことを証する	校 印	卒業証書
				氏名	年 月 日生

改正後

様式第17号

第 号	島根県立 学校長 氏 名 印	年 月 日	右は本校所定の 部（部 科）の課程を 修めその業をおえたことを証する	校 印	卒業証書
				氏名	年 月 日生

改正前

様式第18号

第 号	島根県立 学校長 氏 名 	年 月 日	右は本校所定の専攻科（修業年限 年） を修了したことを証する 科の課程		氏 名 年 月 日生	修了証書

改正後

様式第18号

第 号	島根県立 学校長 氏 名 	年 月 日	右は本校所定の専攻科（修業年限 年） を修了したことを証する 科の課程		氏 名 年 月 日生	修了証書

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則（特別支援教育課）

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

島根県教育委員会教育長 井 手 久 武

島根県教育委員会規則第 号

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

島根県立特別支援学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「あたって」を「当たって」に改める。

第30条の2を次のように改める。

（生徒等が成年者の場合の特例）

第30条の2 高等部等に入学を希望する者若しくは入学を許可された者若しくは他の学校から転入学を希望する者若しくは転入学を許可された者又は生徒が成年者である場合、提出する第20条、第24条（第28条第3項において準用する場合を含む。）及び第26条から前条までに規定する様式については、これらの規定にかかわらず、保護者が連署することを要しない。ただし、校長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

「
様式第17号及び様式第18号中

割 印

 を削る。
」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の
採択結果について

1 採択校（内示額）

松江北高校（26.7億円）、宍道高校（15.2億円）

2 不採択校（申請額）

江津地域における新設校（19.1億円）

3 全国の状況

47都道府県、179の学校等が申請

うち75の学校等が採択（採択率 約4割）

4 今後の予定

江津地域における新設校については、追加公募に再申請予定

(参考) 申請概要

類 型	アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援	理数系人材育成支援	多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保
校 名	江津地域新設校 (江津・江津工業高校)	松江北高校	宍道高校
コンセプト	地域産業等を担うことができる専門性豊かな工業人材育成の拠点	理数的素養を持ちながら社会の課題解決に挑む人材育成の拠点	多様な学びを支える「学びのデザイン支援センター」の構築
取 組 概 要	① 地域が求める専門性豊かな人材育成に向けた学びの展開 ・ 地域ニーズに対応した学び等の実現に向け、実習棟の改修(教室の配置転換等)及び実習設備(レーザー加工機、重機シミュレータ等)の導入 ② 地元企業と連携し、現場を知るものづくり人材を育む学びの展開 ・ 放課後を利用し、ものづくり現場を舞台とした探究活動のプログラム開発 ・ 地元企業勤務者を講師とした講義の開設 ・ 高校生自らが小中学生向けものづくりの楽しさの紹介等を行うキャリア教育動画の制作 ・ 連携した活動の円滑な実施のため、コーディネーター等の配置	① 学校敷地内に理数系教育の拠点としてのラボを整備 ・ 高度機器を配備し、大学等の協力も得て、探究の深化を行う産学官連携の拠点に位置づけ ・ 松江北高生徒のみならず、他校生にも開放し、体験・学習・研究を支援 ② 従来の2学科(普通科・理数科)の改編、新たな科目の設定を検討 ・ 文理を横断した学びにより理数的素養の育成を行う科目の検討 ・ 医師や研究職等の理数系人材の育成に資する高度な知識・技能を学ぶ科目の検討 ・ 理系 A L T によりオールイングリッシュで科学的・論理的学びを深める科目の検討	① 遠隔授業の充実 ・ 開設困難科目の授業配信 ・ 習熟度別の授業配信 ・ 遠隔による合同授業の実施 ② 多様な学びの充実 ・ 日本語教育が必要な生徒への A I 多言語翻訳サービスの導入による学習支援 ・ 不登校傾向や対人関係に不安を抱える生徒等への心理的安全性が担保された仮想キャンパスの構築 ③ 通信教育の充実 ・ 既存の紙をベースとした学びから、紙とデジタルのハイブリッド型通信教育への転換
申 請 額	19.1 億円	26.7 億円	15.2 億円
申請額総額	61.0 億円		

令和 9 年度島根県市町村立小・中学校等校長人材希望制度 申請結果について

1 目的

校長人材希望制度は、次の目的を達成するために人事異動の一環として実施する。

- (1) 町村内で一小・中学校を配置する自治体が、地方創生の一環として、地域の人口減少・少子高齢化等の課題に向かうために、町村教育委員会により実施を希望する学校について、特色のある学校経営方針等を構築する。
- (2) 上記(1)の学校経営方針等に対し、実践する意欲と能力のある校長を県内から募集し、実際の学校経営をとおして、対象自治体における課題の克服や目標等の達成を図る。

2 対象自治体と対象学校

川本町（川本小学校、川本中学校）

海士町（海士中学校）

西ノ島町（西ノ島小学校、西ノ島中学校） 校長兼務

知夫村（知夫小学校、知夫中学校） 校長兼務

3 申請校

海士町立海士中学校

4 決定校

海士町立海士中学校

5 特色のある学校経営及び取組計画等（別紙詳細）

6 スケジュール

6 月 16 日(火)	実施校決定及び校長応募通知
7 月 3 日(金)	志願書提出期限
7 月 22 日(火)	教育委員会会議 報告
8 月	県教育委員会、該当町村教育委員会合同実施による校長面接
3 月	配置結果通知

7 参考

(1) 応募要件

次の全てを満たす者

- ① 令和 8 年 4 月 1 日現在、島根県内の市町村立小・中学校等において、校長として勤務する者及び令和 8 年度校長採用・昇任候補者名簿登載者
- ② 昭和 44 年 4 月 2 日以降に生まれた者（令和 9 年度 4 月 1 日現在、57 歳以下の者）
- ③ 現任校での勤務年数が 2 年以上（令和 8 年度末現在）の者

特色のある学校経営及び取組計画等

1 学校名

海士町立海士中学校

2 学校経営方針及び特色のある取組計画

海士町の教育大綱（令和6年3月）が示す「自分らしく生きる志を育む島」の実現に向けて、個別最適な学び、協働的な学び、創造・探究的な学びを推進し、島内の中学生の今と未来の幸せ（well-being）につながる魅力的な中学校を目指す。また、地域と教育の魅力により、第3期海士町創生総合戦略で掲げる親子島留学や子育て・教育移住を推進し、多様性の中で学びの充実を図る。

- (1) 多様性の中でそれぞれ自分らしさを尊重できる「認め合う心」
- (2) とともに助け合いながら悔しさや達成感を共有できる「たたえ合う仲間」
- (3) 対話や試行錯誤を通してお互いの可能性を引き出す「高め合う学び」

具体的には以下の3点について重点的に取り組む。

- ① 小規模校ならではの強みを活かす「個別最適で協働的な学び」を実現するための校内体制の整備（自由進度学習をはじめとする個別最適な学びの推進や、生徒同士が助け合い、認め合う協働的な学びの場面の創出、教職員の時間を生み出す働き方改革）
- ② 地域との距離が近い海士町ならではの「探究的な学び」を実現するための、学校と地域との協働や関係性づくり（コミュニティ・スクールと一体となった学校経営や共育（教育魅力化）コーディネーターの活用）
- ③ 島前ふるさと魅力化財団やJICA派遣職員等において、学校や地域を飛び出し、相互の学びを高め合うためのグローバルな越境機会の創出に取り組んでおり、このような社会教育の動きを学校教育につなげていく。

3 求める校長像

- (1) 海士町が目指す「自分らしく生きる志を育む島」の実践に向け、小さな島の学校の魅力や良さを掘り起こしながら、（変えるべきところは変えるという）主体性やチャレンジ精神を持った学校経営を行うことができる。
- (2) 教職員や教育委員会関係者はもとより、役場職員や地域住民などと分け隔てなく対話ができる協働性を持っている。
- (3) 個別最適な学びや協働的な学び、探究的な学びに関する知見を有している、又は外部の知見や人脈も積極的に活用し、柔軟に学校経営を進めながら自らも深く学んでいく姿勢を持っている。

4 町村としての配慮

特色ある学校経営をサポートするための、町採用職員の積極的な配置

- (1) 町加配常勤講師（数学・理科）
- (2) 共育（教育魅力化）コーディネーター
- (3) 特別支援教育コーディネーター
- (4) 特別支援教育支援員
- (5) 教育支援センター支援員
- (6) スクールサポートスタッフ（大人の島留学生）
- (7) 学校司書
- (8) 部活動地域指導員（バスケットボール、レスリング）

島根県社会教育委員の改選について

島根県社会教育委員の任期が満了し、新たな 2 年間を任期とする委員について、社会教育法及び島根県社会教育委員に関する条例に基づき、下記のとおり委嘱した。

記**1 委嘱した委員の任期**

令和 8 年 6 月 24 日から令和 10 年 6 月 23 日までの 2 年間

2 委嘱した委員の氏名等

別紙のとおり

3 委員構成

- (1) 男 女 別 : 男性 6 名、女性 6 名
- (2) 地 域 別 : 東部 6 名、西部 4 名、隠岐 2 名
- (3) 新任・再任の別 : 新任 4 名、再任 8 名

【参考 関係法令等（抜粋）】**社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）**

（社会教育委員の設置）

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

島根県社会教育委員に関する条例（平成 26 年島根県条例第 27 号）

（設置）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、島根県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱する。

（定数）

第 3 条 委員の定数は、20 人以内とする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 島根県教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

【別紙】

島根県社会教育委員名簿

任期: 令和8年6月24日～令和10年6月23日

区分	ふりがな 氏 名	性別	職業・職名等	居住地	地域	年数	推薦
学校教育関係者	なかにし かずし 中西 和志	男	元公立小学校 校長	隠岐の島町	隠岐	2	
	ひろなか いくみ 広中 郁美	女	元公立小学校 校長	益田市	西部	新任	
	おおた ひろみ 太田 裕巳	女	島根県国公立幼稚園・こども園長会 (松江市立幼保園のぎ 園長)	松江市	東部	3	○
社会教育関係者	こばやし けいこ 小林 恵子	女	未来へつなぐいのち島根県連盟 理事	飯南町	東部	2	○
	ふじい れいこ 藤井 礼子	女	西ノ島町社会教育委員	西ノ島町	隠岐	5	
	あだち きよし 安達 清志	男	出雲市四絡コミュニティセンター センター長	出雲市	東部	3	
家庭教育実践者	おおじもと ゆか 大地本 由佳	女	浜田市教育委員会 教育魅力化コーディネーター	浜田市	西部	5	
	たかはし あみな 高橋 杏実奈	女	親学プログラム実践者	松江市	東部	新任	
	さかて ようすけ 坂手 洋介	男	島根県PTA連合会会長	江津市	西部	新任	○
学識経験者	おおの きみひろ 大野 公寛	男	島根大学大学院教育学研究科 講師	松江市	東部	3	
	おおはし さとる 大橋 寛	男	邑南町教育委員会 教育長	邑南町	西部	3	
	まえだ こうじ 前田 幸二	男	島根日日新聞松江支局 論説委員	松江市	東部	新任	

報告第 22 号
社会教育課

島根県立図書館協議会委員の改選について

島根県立図書館協議会委員のうち 3 名の異動があり、後任の委員について、図書館法及び島根県立図書館条例に基づき、下記のとおり任命した。

記

1 新たに任命した委員の氏名・任期

- (1) 樋野 義之
- (2) 山崎 薫
- (3) 坂井 務

上記委員の任期は令和 8 年 6 月 19 日から令和 9 年 6 月 18 日まで

2 委員名簿

別紙に記載

3 委員構成

- (1) 男 女 別 : 男性 5 名、女性 5 名
- (2) 地 域 別 : 東部 5 名、西部 4 名、隠岐 1 名

【参考 関係法令等(抜粋)】

○図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）

（図書館協議会）

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○図書館法施行規則（昭和 25 年文部省令第 27 号）

第 12 条 法第 16 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

○島根県立図書館条例（昭和 44 年島根県条例第 12 号）

（図書館協議会の設置）

第 4 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条第 1 項の規定により、図書館に島根県立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（協議会の委員の任命の基準、定数及び任期）

第 5 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、10 人以内とする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

島根県立図書館協議会委員名簿

令和8年6月19日～令和9年6月18日

区分	氏名 ふりがな	性別	所 属 ・ 職 名 等	所在地	備考
学校教育関係	三國 千秋 みくに ちあき	女	島根県国公立幼稚園・こども園長会 副会長 (大田市立大田幼稚園 園長)	大田市	
	樋野 義之 ひの よしゆき	男	島根県学校図書館協議会 副会長 (安来市立広瀬小学校 校長)	安来市	新任
	山崎 薫 やまさき かおる	女	島根県高等学校図書館研究会 事務局員 (島根県立大田高等学校 教諭)	大田市	新任
社会教育関係	村上 京子 むらかみ きょうこ	女	未来へつなぐいのち島根県連盟 (旧島根県連合婦人会) 評議員	津和野町	
	中林 眞 なかばやし まこと	男	隠岐の島町立隠岐の島町図書館 館長	隠岐の島町	
家庭教育関係	岩田 裕子 いわた ゆうこ	女	読書ボランティア	松江市	
学識経験者	伊藤 純久 いとう よしひさ	男	山陰合同銀行 地域振興部 企画役	松江市	
	金山 和佳 かなやま わか	女	社会福祉法人島根ライトハウス ライトハウスライブラリー施設長	松江市	
	木内 公一郎 きない こういちろう	男	島根県立大学 人間文化学部 教授	松江市	
	坂井 務 さかい つとむ	男	島根県町村教育長会 美郷町教育委員会 教育長	美郷町	新任

石見銀山発見 500 年島根県記念事業について

令和 9 年の石見銀山発見 500 年を契機として、世界遺産石見銀山の価値や魅力を県内外に広く発信し、石見銀山への理解促進を図るとともに、現地への来訪意欲の喚起を図るため、石見銀山発見 500 年島根県記念事業を行う。

1 記念事業の内容

(1) 記念展（東京）

- ア タイトル 古代オリエントから石見銀山へー銀が動かす世界ー
- イ 会 期 令和 8 年 9 月 19 日（土）～令和 8 年 12 月 6 日（日）
- ウ 会 場 古代オリエント博物館（東京都豊島区東池袋）
- エ 概 要 人類と金属との関わりについて、中でも銀との関わりについて、古代オリエントの資料を中心に紹介するとともに、銀の時代ともいわれる大航海時代に多量の銀を生産した石見銀山について紹介する。
- オ 共 催 公益財団法人古代オリエント博物館
石見銀山発見 500 年島根県記念事業実行委員会

(2) 記念展（出雲）

- ア タイトル 大銀山展ー石見から世界へ、そして未来へー
- イ 会 期 令和 9 年 7 月 16 日（金）～令和 9 年 9 月 5 日（日）
- ウ 会 場 島根県立古代出雲歴史博物館（出雲市大社町）
- エ 概 要 石見銀山の発見から最盛期を経て、江戸期の経営改革、近代の再開発、そして現代までの軌跡について振り返り、その貴重な価値と奥深い魅力を紹介する。また、島根の金属文化の前史となる古代の銅・鉄の生産・使用状況や、中世以降の日本社会を支えた島根の鉄・銅生産について、その一端を紹介する。
- オ 共 催 島根県立古代出雲歴史博物館
石見銀山発見 500 年島根県記念事業実行委員会

(3) 記念展（大田）

- ア タイトル 鉱山の息吹ー石見銀山から鉱山王国日本の誕生ー
- イ 会 期 令和 9 年 10 月 9 日（土）～令和 9 年 12 月 12 日（日）
- ウ 会 場 石見銀山資料館（大田市大森町）
- エ 概 要 主に江戸時代における国内鉱山や石見における鉱山の実態について紹介するとともに、石見銀山の総合調査から得られた石見銀山の特質等について紹介する。
- オ 共 催 特定非営利活動法人石見銀山資料館
石見銀山発見 500 年島根県記念事業実行委員会

(4) 国際シンポジウム

- ア 開催日 令和9年11月7日（日）
- イ 会場 島根県立男女共同参画センターあすてらす
- ウ 概要 世界の鉱山遺跡の関係者を招聘し、その価値の理解促進や今後の保存活用を考える機会とする。
- エ 共催 石見銀山発見500年島根県記念事業実行委員会
大田市教育委員会

(5) 記念事業ガイドブックの制作

- ア 内容 ガイダンス施設や記念展、記念イベントの紹介、グルメ、お土産物、宿泊施設、観光情報など
- イ 規格 A4冊子、28頁
- ウ 発行日 令和8年7月2日（木）
- エ 発行 石見銀山発見500年島根県記念事業実行委員会
- オ 協力 「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録20周年・石見銀山発見500年記念事業実行委員会

2 関連事業の内容

(1) 石見銀山発見500年記念イベント「まるっといわみフェス」

- ア 目的：古代オリエント博物館での記念展への来場者誘導
石見銀山及び県内日本遺産の認知度向上、県内への来訪意欲の喚起
- イ 開催日：令和8年10月18日（日）
- ウ 会場：サンシャインシティ噴水広場（東京都豊島区東池袋）
- エ 共催：島根県教育委員会、古代オリエント博物館
- オ 内容：声優による石見銀山トーク、日本遺産や観光PR、石見神楽等

(2) 石見銀山関連講座

① 「東アジア金・銀伝説とスペイン・ポルトガル（仮題）」

- ア 日時：令和8年11月3日（火・祝） 13：30～16：00
- イ 場所：サンシャインシティ特別ホール
- ウ 講師：岡美穂子（東京大学史料編纂所准教授）
李 毓中（国立清華大学副教授）

② 講座「代官 江戸から石見へー大久保長安と川崎平右衛門（仮題）」

- ア 日時：令和8年11月15日（日） 13：30～16：00
- イ 場所：サンシャインシティ特別ホール
- ウ 講師：仲野義文（石見銀山資料館館長）
清水佳那子（島根県教育庁文化財課世界遺産室）

※ 各回定員150名、参加費無料